

被爆体験者 支援事業

被爆体験記憶ない人への 「医療受給証」 交付が復活 日本共産党・赤嶺政賢議員に舛添大臣が答弁



▲衆院予算委員会第5分科会で舛添大臣に質問する赤嶺議員

「制度見直し、09年度予算に計上」

日本共産党の赤嶺政賢議員は2月20日の衆院予算委員会第5分科会で、「被爆体験者支援事業」について政府を質しました。厚生労働省の上田博三健康局長は、「被爆体験の記憶のない者に対して医療受給するよう、今年度予算に計上した」と答え、舛添要一厚生労働大臣は「前回切られた者を復活する。新方針に基づいて実施する」と、制度を見直すことを表明しました。この問題は、長崎県の「被爆体験者」の方々、長崎県被爆地域拡大連絡会、県、市はじめ党長崎市議団も繰り返し要請をおこなってきました。

取り上げた方すべてに交付せよ

赤嶺議員は、2002年に創設された「被爆体験者支援事業」が、6年の改定で「被爆体験の記憶のない者は対象としない」と、約3000人が「医療受給者証」を取り上げられたことを指摘し、今年4月、長崎県の「被爆地域拡大に係る事業検討委員会」の報告書の結論には、被爆体験の記憶の有無に関係なく精神疾患や合併症にかかっていることを示して、却下された被爆体験者のすべてに「医療受給者証」を交付するよう求めました。

精神科医の診断を3年に1回に戻すべき

「検討していきたい」(上田健康局長)

また、赤嶺議員は、06年の改定で、「医療受給者証」の更新時の精神科医の診断を3年に1回から毎年に変更したが、医師の事務の幅増、被爆体験者の経済的・身体的負担を強いているとして、もとに戻すべきだとおっしゃいました。これに対して、上田健康局長は「地元の要請もあるので、意見やどのような対応があるかを踏まえて検討していきたい」と答弁しました。

被爆の実相ふまえ「がん」を対象疾患にすべき 指摘されたことを聞いて、検討する」(舛添大臣)

赤嶺議員は、「被爆体験者事業」は、未指定地域の住民は「放射線の被害の影響はない」として、原爆を直接体験した被爆体験者にとつて、最も深刻な「がん」を対象疾患から除外しているのは、被爆の実相を踏まえたものでないと指摘し、「医療受給者証」の交付を受けていたSさんが、胃潰瘍を繰り返して治療・手術をしたが、その後、「残胃癌」と診断されたことで「医療受給者証」の対象から除外された事例を紹介して、被爆者の実相、被爆者の声に耳を傾け、「がん」を、この事業の対象疾患にすべきだと要求しました。

舛添要一厚生労働大臣は「被爆者の声に耳を良く傾ける。いま、指摘されたことを聞いていて、検討は必要であると考えるので、検討していきたい」と答えました。

日本共産党